

地域公共交通会議とは

(1) 地域公共交通会議の概要

地域公共交通会議は、市町村等が主宰し、地域住民、利用者、地方公共団体、地元のバス事業者、運転者の団体、運輸支局などで構成され、地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態及び運行ルート、運行回数、運賃など関係者が一同に会して議論し、合意形成を図ります。

(2) 地域公共交通会議の意義

地域公共交通会議で路線の新設や改廃等が認められた場合、事業許可申請や廃止届出の処理期間が短縮され、運賃及び料金の手続きが緩和される等、地域公共交通の取り組みが進みやすくなります。

◇地域公共交通会議で協議が整った場合

一般乗合旅客自動車運送事業における

①標準処理期間

- ・事業認可 ⇒ 3か月から2か月に
- ・路線延長認可（新規路線）⇒ 3か月から1か月に
- ・路線延長認可（その他）⇒ 2か月から1か月に

②運行の態様

路線不定期運行又は区域運行を行える

③運賃及び料金

認可から届出に：3か月前申請→30日前届出

④関係機関への照会

警察（公安委員会）への意見照会の省略

⑤使用車両

地域の実情に合わせタクシー車両等による乗合運行が可能

(3) 地域公共交通計画の策定

令和2年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により計画策定が義務付けられたことにより、地域公共交通会議において計画策定に向けた議論を行う。

「八幡市地域公共交通計画」は令和4年3月末に策定予定。

○ 八幡市地域公共交通会議等の経緯

日程	会議等	内容
令和元年 11月15日	第1回八幡市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通会議の説明 ・ 市内公共交通の現状 ・ 基調講演
令和2年 3月	第2回八幡市地域公共交通会議 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画の進捗状況について ・ 京阪バス一部路線変更について
令和2年 7月17日	南北バス路線要望に係る勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南北路線(美濃山・欽明台地域から市役所方面を直通で結ぶ定期便)の要望勉強会
令和2年 7月20日	橋本地域デマンド運行に係る準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ デマンド運行の実証実験について
令和2年 8月4日	第3回八幡市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南北バス路線の要望について ・ 橋本地域オンデマンド運行の取り組みについて ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について
令和3年 3月	第4回八幡市地域公共交通会議 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋本地域オンデマンド運行の取り組みについて ・ 立地適正化計画の進捗状況について ・ 南北バス路線の要望について ・ 京阪バスのダイヤ改正について